8－2　8－1に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
a　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と8－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が17EPNdB以上であること。
b　側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値と8－1の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも1EPNdB以上であること。
8－3　2－1、2の2－1又は3－1に掲げる航空機であつて8－1の適用を受けようとするものにあつては、8－2の基準に適合しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年十二月三十一日から施行する。ただし、第百四十九条の改正規定及び次条から附則第六条までの規定は、平成三十年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する飛行記録装置、航空機映像記録装置、航空機情報記録システム、操縦室用音声記録装置又は操縦室用音響記録システムを装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、なお従前の例による。

第三条　前条に規定するものを除くほか、新規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機及び回転翼航空機であり、かつ、同項の施行の際に現に登録されているものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　国際航空運送事業の用に供する飛行機であって、新規則第百四十九条の施行の際に現に登録されているもののうち、当該飛行機の運航の状況を記録するための装置の格納容器に水中で自動的に作動し、かつ、三十日以上作動する三十七・五キロヘルツの周波数を使用する位置情報発信機が取り付けてあるものについては、平成三十一年十二月三十一日までは、同条第四項の規定は、適用しない。

第五条　国内航空運送事業の用に供する飛行機であって、新規則第百四十九条の施行の際に現に登録されているもののうち、当該飛行機の運航の状況を記録するための装置の格納容器に水中で自動的に作動し、かつ、三十日以上作動する三十七・五キロヘルツの周波数を使用する位置情報発信機が取り付けてあるものについては、当該位置情報発信機の製造日から起算して六年を経過した日又は平成三十六年五月三十一日のいずれか早い日までの間は、同条第四項の規定は、適用しない。

第六条　前二条に定めるもののほか、技術上の理由その他のやむを得ない理由があると認めて国土交通大臣が告示で定める航空運送事業の用に供する飛行機については、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、新規則第百四十九条第四項の規定は、適用しない。